

平成 20 年 7 月 29 日

各 位

会社名 住友商事株式会社
代表者 取締役社長 加藤 進
(コード番号 8053 東証第 1 部)
問合せ先 広報部長 井場 満
(Tel : 03-5166-3089)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 7 月 29 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役、執行役員及び当社資格制度における理事に対し、ストックオプションとしての新株予約権の割当に関する事項を決議しましたのでお知らせします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当社の取締役、執行役員及び従業員の意欲や士気を高め、一層の収益拡大と体質強化を図ることを目的として発行するものであります。

2. 新株予約権の名称

住友商事株式会社 第 7 回新株予約権

3. 新株予約権の総数

1, 950 個とする。このうち、取締役に割り当てる新株予約権の個数は 690 個とする。

(新株予約権 1 個につき、当社普通株式 100 株。ただし、4. に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 195, 000 株とする。このうち、取締役に割り当てる新株予約権の総株式数は、69, 000 株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整する。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数に

については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

5. 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

6. 新株予約権の発行日（割当日）

平成20年7月31日（以下「割当日」という。）

7. 新株予約権の割り当てを受ける者

当社の取締役、執行役員及び当社資格制度における理事 計86名に割り当てる。

8. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に3.に定める新株予約権1個あたりの株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,537円又は割当日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日終値）のいずれか高い金額とする。なお、当社が時価を下回る金額で新株を発行する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

ただし、新株予約権の行使及び公正な発行価額による公募増資の場合は、この限りではない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式の分割又は併合を行う場合、行使価額を分割又は併合の比率に応じて比例的に調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に調整する。

9. 行使期間

平成21年4月1日から平成25年6月30日まで

10. 行使条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、執行役員又は当社資格制度に基づく理事であることを要する。

- ② 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、9. に定める権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅する。
 - (i) 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ii) 死亡した場合
 - (iii) 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。
- ④ 新株予約権の行使は、割り当てられた新株予約権を整数個の単位で行使するものとする。

1 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

1 2. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

1 3. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が、上記10. ①の条件を満たさなくなった場合、または上記10. ②のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

1 4. 組織再編等に伴う取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併

契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記４．に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記８．に準じて決定する。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記９．に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記９．に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記１１．に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得条項

上記１３．に準じて決定する。

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

上記１０．に準じて決定する。

15. 新株予約権証券

当社は新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

16. 新株予約権行使の配当起算日

新株予約権の行使により発行された株式に対する最初の剰余金の配当は、その行使が４月１日から９月３０日までになされたときは４月１日に、１０月１日から翌年３月３１日までになされたときは１０月１日に、それぞれ行使があったものとみなして支払う。

17. 新株予約権の行使による払込取扱銀行
株式会社三井住友銀行 東京営業部
東京都千代田区丸の内1丁目3番2号

18. 行使請求受付場所
住友商事株式会社
東京都中央区晴海1丁目8番11号

19. 一単元の株式の数
100株

以上